

自治体の覚悟

～地域包括ケアシステムの構築とは？～

2014年(平成26年)9月
三重県伊賀市 健康福祉部 医療福祉政策課 植田充芳

1

三重県伊賀市って？



東西約30キロメートル、南北約40キロメートルの縦長で、面積は約558平方キロメートル

<2014年6月末現在>
総人口：96,140人
高齢化率：29.50%

<2025年には・・・>
総人口：84,509人 (推測)
高齢化率：34.5% (推測)

2

伊賀市における“協議体”は、**地域ケアネットワーク会議**

伊賀市のまちづくりに深く関わる → “伊賀市のまちづくり”の視点からお伝えします。

伊賀市における“コーディネーター”は、**社会福祉協議会（エリア担当）**

地域福祉の推進に深く関わる → “伊賀市地域福祉計画”や“地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み”の視点からお伝えします。

その上で、**協議体づくりのプロセス、具体的な取り組み、地域課題把握に向けた新たな取り組み**をお伝えします。

3

伊賀市の“まちづくり”の特徴

伊賀市は、2004年(平成16年)11月、1市3町2村が合併し誕生しました。

合併時に「**自治基本条例**」を制定

条例で、自治会、ボランティア、市民活動団体や地域の事業者などが主体となったまちづくりを行う“住民自治”が位置づけられ、おおむね小学校区単位に「**住民自治協議会**」が**自発的に設置**されました。

地域包括ケアシステム構築に向けた“協議体”となる「**地域ケアネットワーク会議**」は、自治会や地区社協ではなく、住民自治協議会を基盤に構築しています。



市町村合併により、“新たな協議体づくり”の基盤がつくられた

4

“自治基本条例、住民自治”とは？

伊賀市自治基本条例とは？

- 1) 伊賀市の最高規範
- 2) 伊賀市ならではのまちづくりをめざすための条例
- 3) 市民、市議会、市それぞれが、できること、しなければならないことを定めた条例

住民自治とは？

- 1) ひとつの共同体としてのまとまりが意識できる一定の地域で、市民がその地域を取り巻くさまざまな課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動
- 2) 自治会、ボランティア、市民活動団体、事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人が主体となる



住民自治の実践 自治会（277）→ 住民自治協議会（38）

5

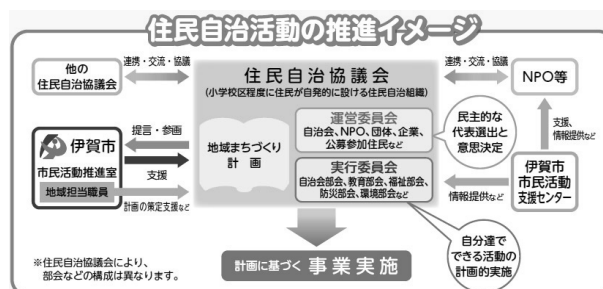
“住民自治協議会”とは？

住民自治協議会（自治協）とは？

- 1) 地域を良くするために、地域住民により自発的に設置される組織（38自治協）
- 2) 規約をつくり、代表者を民主的に選ぶなどの要件がある
- 3) 市長の諮問機関、市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関に位置づけ
- 4) 諮問権、提案権、同意権、受託決定権が付与されている
- 5) 自由に参加できるが、とりわけ自治会が中心的な役割を果たすことが期待されている



市は、自治協が自ら取り組む活動方針や内容を定めた「地域まちづくり計画」を尊重



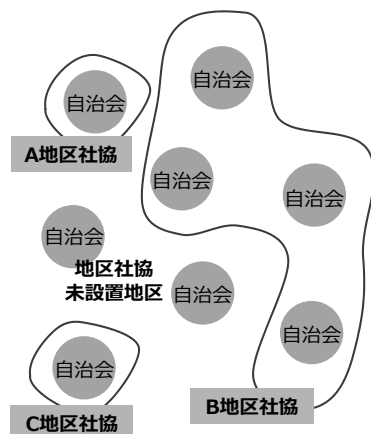
6

市町村合併による社協の支援地域（基盤）の変化

市町村合併前・・・

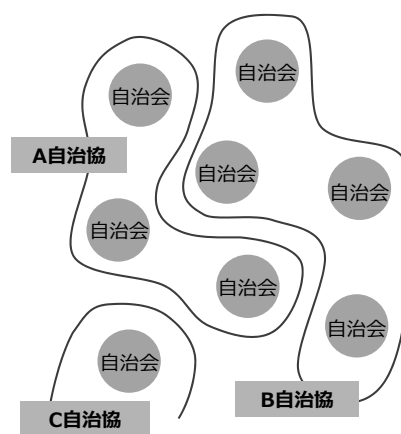
それぞれ異なる地域の活動基盤に合わせて地域支援を行っていました。

※自治会、自治会(単独地区社協)、地区社協



市町村合併後・・・

住民自治協議会を単位とした地域支援、地域福祉活動支援を行うこととしました。



7

伊賀市地域福祉計画

“伊賀市地域福祉計画”の特徴

第2次地域福祉計画 平成23年度～27年度

- ・行政の施策計画、社協の活動計画の合冊版計画
- ・市民の生活形態にあわせた適切な支援・サービスを提供するための圏域（層）の設定
→次のページで詳しく説明します。
- ・行政、社協、事業者、地域の役割を明記
- ・5つの理念、11の基本方針とあわせて、6つの「地域福祉の共通課題」を明記

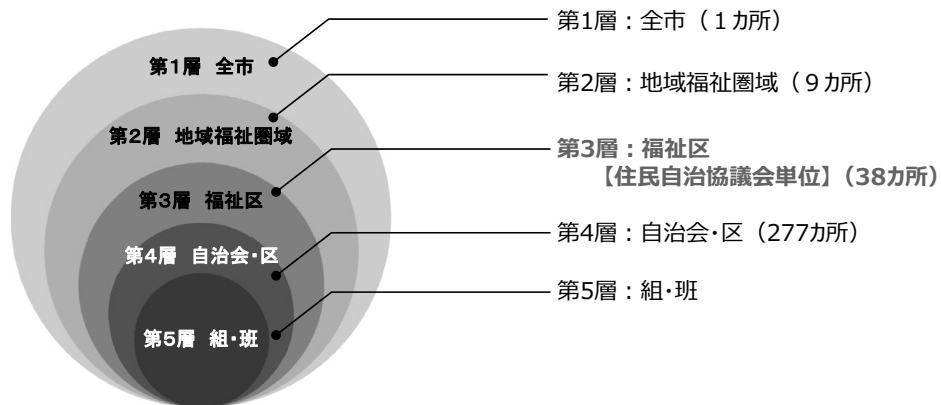
6つの地域福祉の共通課題

- 1) 総合相談支援のしくみづくり
- 2) 一生涯を通じた生活支援システムの確立
- 3) 地域生活・在宅生活の支援
- 4) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化
- 5) 体系的な人材育成のしくみづくり／福祉教育の実践
- 6) 情報共有の推進

8

“層”の設定と“協議体”の位置づけ

地域福祉計画では、補完性の原則を取り入れた住民自治を基に、**第3層**となる住民自治協議会の範囲において、地域課題の検討の場となる“**新たな協議体（地域ケアネットワーク会議）**”を設置することを明記しています。



9

“地域ケアネットワーク会議”とは？

“地域ケアネットワーク会議”とは・・・

地域には、公的な制度では対応できない日常生活上の多様なニーズがある中で、**地域の生活課題、ニーズを把握し共有し、地域の生活課題を解決し、地域全体で支えるしくみ**をつくっていくことが求められています。

そのような中、「伊賀市地域福祉計画」において、課題解決に向け検討する場として、**住民自治協議会を単位**として、住民自治協議会、自治会、地域企業、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、地区市民センター、ボランティア、市社会福祉協議会などで構成する会議を、「**地域ケアネットワーク会議**」と位置づけ、**全ての住民自治協議会への設置を目標**としています。

- 1) 地域包括ケアシステム構築に向けた“**新たな協議体**”
- 2) 住民自治を行う**住民自治協議会（38ヶ所）の範囲を基盤に構築**

10

“地域ケアネットワーク会議”のイメージ

第3層

【住民自治協議会単位】

地域ケアネットワーク会議（住民自治協議会が設置）

＜構成員＞

住民自治協議会、自治会、地域企業、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、地区市民センター、ボランティア、市社会福祉協議会など

課題共有

第4層

【自治会単位】

地域会議（自治会単位に設置）

＜構成員＞

自治会長、民生委員児童委員、住民自治協議会福祉部会委員など

地域ケアネットワーク会議との課題共有を行う中で、第4層（自治会単位）での活動を行うための検討の場の設置もあわせてすすめています。

11

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

地域包括ケアシステム構築に向けた「伊賀市の考え」を示しました

現在

- 1) 伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの検討

平成26年度

- 1) 新しい福祉総合相談体制の実践
- 2) 新しい地域福祉推進体制の実践

平成25年度

- 1) 自助・互助・共助のしくみづくり
- 2) 行政・社協・法人の役割整理

平成24年度

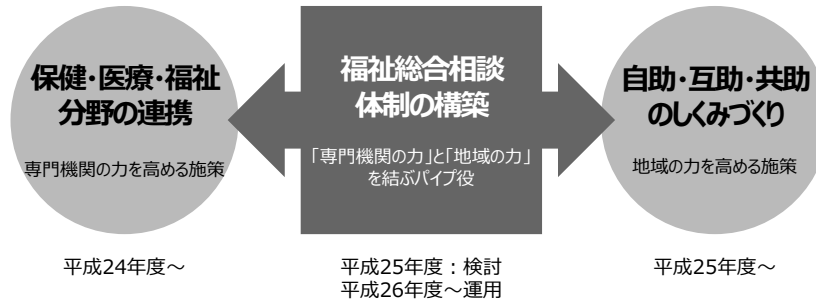
- 1) 保健・医療・福祉分野の連携検討会の立ち上げ

12

伊賀市が示したものとは？（施策編）

平成25年度・・・

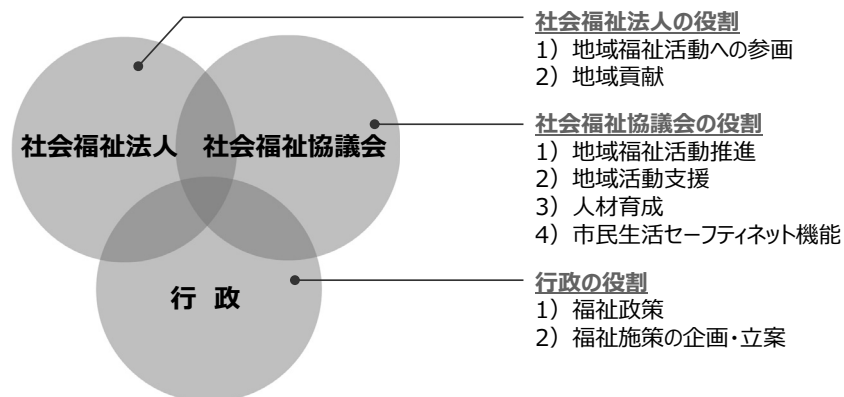
福祉総合相談体制の検討にあたり、地域包括ケアシステムの構築を見据え、市として**3つの機能づくり（施策）**を重点的にすすめることを示しました。



13

伊賀市が示したものとは？（役割・連携編）

地域包括ケアシステム構築に向け、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人の役割を示しました。



“行政が政策を示し、社協が地域福祉の推進母体として地域支援を積極的に行い、その上で、社会福祉法人との連携強化をすすめる”ことを伝えました。

14

保健・医療・福祉分野の連携

「専門機関の力」を高める施策

保健・医療・福祉分野の連携 ※2012(平成24)年度～

平成25年3月、地域福祉計画に関する諮問機関（伊賀市地域福祉計画推進委員会）が設置する「テーマ別部会」として、“保健・医療・福祉分野の連携検討会”を立ち上げました。

1) 設置目的

医療ニーズのある人が住み慣れた地域で生活し続けることができるしくみづくり

2) 構成メンバー

医師会、歯科医師会、薬剤師会、総合病院、ケアマネ協会、社会福祉法人、社会福祉協議会

3) 会議開催

毎月1回

4) 主な検討内容

平成25年度 終末期、在宅での看取り、ケアマネの役割

平成26年度 訪問看護の役割

※今年9月から、保健・医療・福祉分野の連携検討会主催の「事例検討会」を実施

15

自助・互助・共助のしくみづくり

「地域の力」を高める施策

自助・互助・共助のしくみづくり ※2013(平成25)年度～

地域における個人や地域の課題に対して、地域の中での支えあいのしくみにより、課題解決を図るための組織（新たな協議体＝地域ケアネットワーク会議）づくりをすすめています。

国のモデル事業（安心生活創造事業／平成21年度～23年度）や県の補助事業（地域支え合い体制づくり事業／平成23年度～）で得たノウハウを活かし、平成25年度から、住民自治協議会単位での組織づくりに向け、市が社会福祉協議会に委託し、市内全地域での計画的な協議体づくり支援に着手しています。

1) 事業名 伊賀市地域福祉体制づくり事業（委託）

2) 委託先 伊賀市社会福祉協議会

3) 委託料 9,660,000円／年

4) 委託内容

①地域ケアネットワーク会議及びその機能を有する地域の把握、一覧作成

②地域ケアネットワーク会議設置に向けた長期支援地域計画の作成（年間6地域を基本）

③長期支援地域計画に基づく支援地域の課題把握調査、地域ケアネットワーク会議設置支援

16

新しい福祉総合相談体制の構築 「専門機関の力」と「地域の力」を結ぶ「パイプ役」づくり

新しい福祉総合相談体制の構築 ※2014(平成26)年度～

高齢化がすすむ中で、2025年問題への対応や、複雑化する市民の抱える生活上の課題への対応を行うため、生活圏での相談支援体制の充実や、各相談センターの一元化を行い、平成26年度から総合相談体制の実施しています。

あわせて、国のモデル事業を活用し、生活困窮者自立支援のしくみづくりにも取り組んでいます。

新しい福祉総合相談体制での主な取り組み

- 1) **地域包括支援センターの増設（1→3）** → 地域包括ケアシステム構築も見据えた福祉相談窓口の強化
※個人情報の取り扱い、相談調整機能の強化のため、地域包括支援センターは全て市直営
- 2) **福祉相談調整課の設置** → 複合的課題に対する調整機能として、調整担当2名を配置【横断的な機能】
- 3) **医療福祉政策課の設置** → 医療政策、福祉政策を一体的に行う担当課【横断的な機能】
- 4) **行政と社協の役割の整理** → 個別支援と地域支援の機能整理と連携強化

17

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの検討

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの検討 ※現在

市総合計画の重点プロジェクトとなっている「医療・地域福祉連携プロジェクト」に基づき、現在、“伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの姿（イメージ図）”の検討をしています。

地域包括ケアシステム検討の考え方

→ 高齢・介護分野だけではなく、障がい、こども分野を含む包括ケアシステムの検討

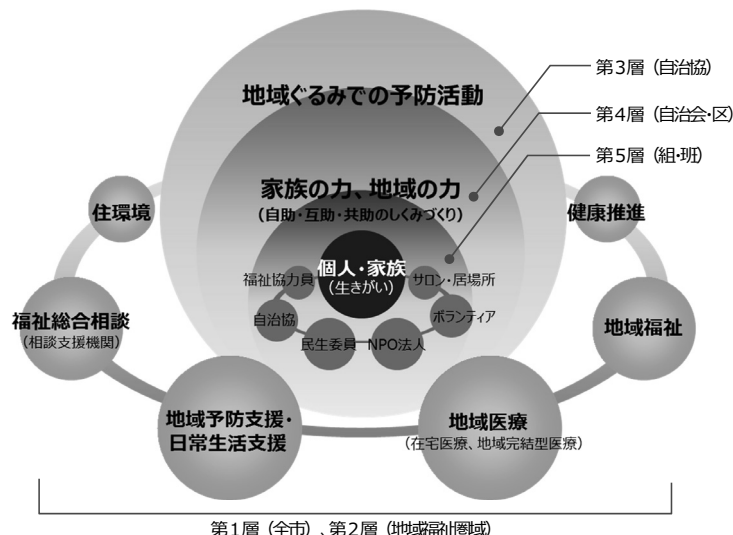
検討体制

→ 地域福祉計画に関する審議会を中心に、高齢・介護、障がい、こども、健康に関する審議会と連携しながら検討

18

伊賀市がめざす地域包括ケアシステム素案 ＜イメージ図＞

現在（平成26年度）、地域福祉計画推進委員会をはじめ、健康福祉に関する関係審議会から意見をいただく中で、「伊賀市がめざす地域包括ケアシステム」の検討を行っています。



19

伊賀市がめざす地域包括ケアシステム素案 ＜取り組み方針＞

住環境

- ・誰もが住みやすい「住まい」の推進
- ・社会資源を活かした「住まい」の考え方の検討
- ・障がい者の自立した生活をめざした「住まい」確保の推進

福祉総合相談

- ・地域包括支援センターの機能（ネットワーク）強化
- ・障がい、子ども、女性、ひとり親家庭、生活困窮、権利擁護制度等の相談支援システムの確立
- ・相談調整機能の強化

地域予防支援・日常生活支援

- ・地域による予防活動への総合的な支援
- ・地域資源を活用した地域支援体制の構築
- ・認知症ケアパスのしくみづくり（ネットワークづくり）

地域医療

- ・地域医療ビジョンの検討
- ・医療と介護の連携体制の強化
- ・地域完結型医療体制の構築

地域福祉

- ・高齢化・少子化・人口減少への対応検討
- ・多職種連携の推進
- ・自助・互助機能を高める施策の推進
- ・総合的支援・コーディネートづくり
- ・行政、社協、法人、事業者連携のしくみづくり

健康推進

- ・健康寿命の延伸
- ・個人の生活習慣の改善及び健康づくり事業への地域の取り組み体制の強化

20

伊賀市の “コーディネーター”と“協議体”

21

協議体設置の支援を行うコーディネーター

伊賀市での“協議体”づくりの支援を行うコーディネーターは
社会福祉協議会（エリア担当者）として位置付けています。

なぜ、社会福祉協議会のエリア担当者がコーディネーターなのか…



社会福祉協議会は、地域づくり（地域支援）を行う組織

→地域福祉の推進母体（社会福祉法第109条）である社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーク）を行う担当者＝エリア担当者

→平成25年度の「行政、社協、社会福祉法人の役割整理」で改めて示しました。

行政は？？

1) 行政は、地域づくり推進課（本庁）及び振興課（5支所）が、住民自治協議会の運営支援を組織的に行っています。

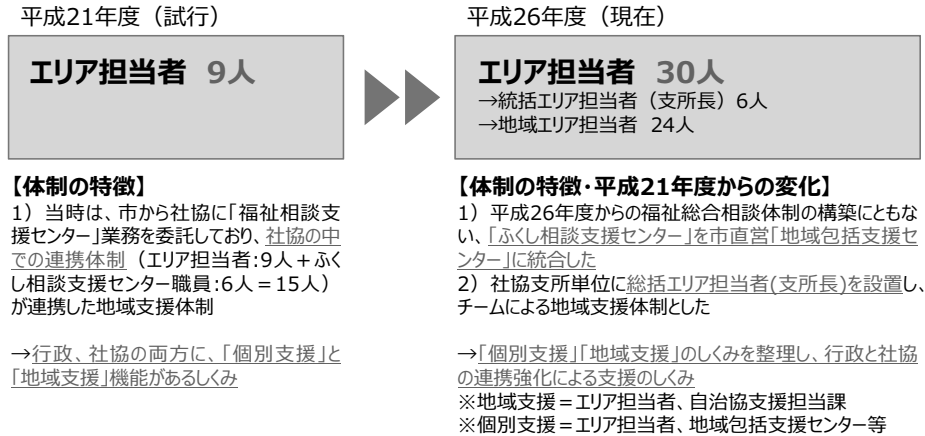
2) コーディネーターとなる、社会福祉協議会のエリア担当者人件費等への財政的支援（補助金）を行っています。

22

社協エリア担当者制の経緯

コーディネーターとなる社協のエリア担当者制は、安心生活創造事業（国モデル事業／平成21年度～23年度）をきっかけに、地域支援機能を高めるため導入しました。

第2次地域福祉計画（平成23年度～）にも、社協の役割として、地域ケアネットワーク会議の設置・運営支援を明記しています。

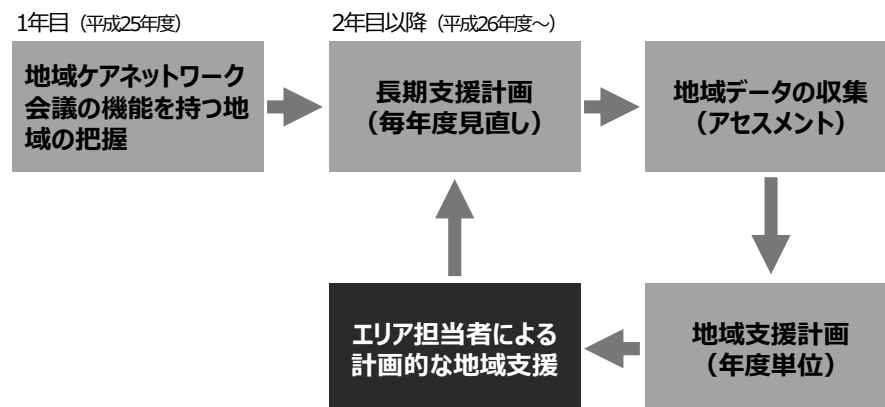


23

協議体設置に向けたプロセス

社会福祉協議会による協議体（地域ケアネットワーク会議）設置に向けたプロセス

<地域福祉体制づくり事業> ※市から社協への委託事業の概要から

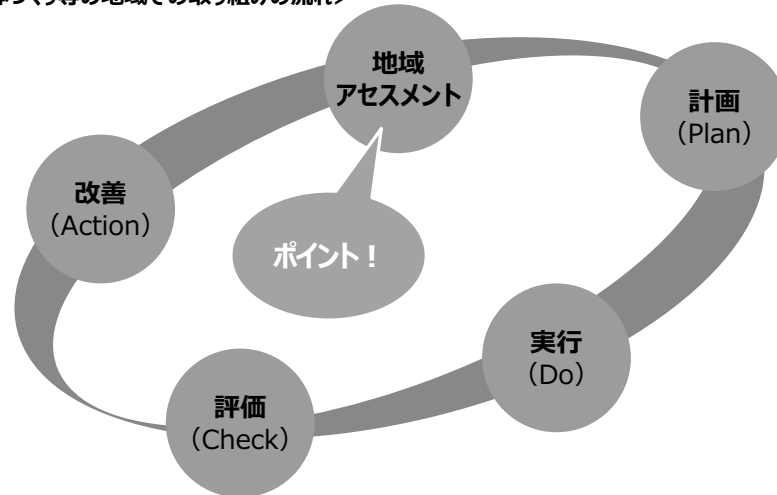


24

コーディネーターによる戦略的地域支援

コーディネーター（社協エリア担当者）は、事前に住民自治協議会の地域データを分析する中で、その地域にあった協議体づくり等の地域の課題解決に向けた取り組みへの支援を行っています。

<協議体づくり等の地域での取り組みの流れ>



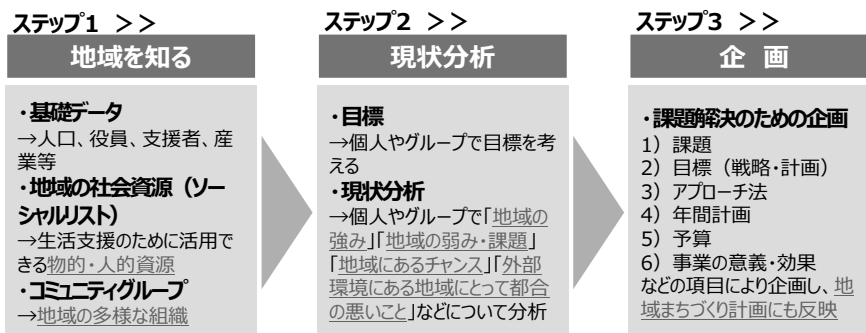
25

地域アセスメントとは？（すすめ方）

コーディネーター（社協）は、平成24年度、「地域支援計画づくりのてびき」「地域アセスメントのすすめ」を作成しました。

【**地域アセスメント**】地域福祉をすすめるためには、課題の把握から計画立案、活動評価するまでのプロセスが重要であり、“地域アセスメント”は、地域が直面する課題や社会資源の状況、地域住民の意向について総合的に分析、明確化することをさしています。

地域アセスメントのすすめ方 「地域アセスメントのすすめ」（社協作成）から抜粋 ※一部加工



26

地域アセスメントとは？（多様な手法）

地域アセスメントには、いろいろな手法があります。
社会福祉協議会では、コーディネーターであるエリア担当者がCSWを行う中で、その地域に合ったアセスメントの手法を提案しています。

多様な地域アセスメント手法 「地域支援計画づくりのてびき」（社協作成）から抜粋 ※一部加工

既存データの活用	調査活動
◆地域の人口、人口構成比、人口動態、分界別福祉（児童・障がい・高齢）に関する、ボランティアなど市民活動に関するなど、<u>既存の社会福祉に関する統計データをもとに、分析し、地域の特徴をつかむ手法</u>	◆アンケート調査やヒアリング調査 ◆住民参加型調査 ※<u>地域で調査目的や調査方法なども検討しながら地域住民とともにすすめる手法</u>
地域住民懇談会	地域踏査（フィールドワーク）
◆地域住民による懇談の場をつくり、説明会やワークショップ、ワールドカフェなどにより<u>地域課題の共有や解決を促す手法</u> ※コミュニティ・ミーティング	◆集落・家々の様子、車・道路・バス・鉄道の状況や距離感、自治会・チラシ・ゴミ出しの状況、地域の活動や行事への参加状況など、<u>実際に地域に出て探索し、地域の課題などを調査する手法</u>

27

地域アセスメントとは？（ポイント）

コーディネーターとなるエリア担当者は、「地域アセスメントとはどういうものなのか？」「どういう役割を果たすものなのか？」などを確認をしながら、地域支援を行っています。

地域アセスメントのポイント 「地域支援計画づくりのてびき」（社協作成）から抜粋 ※一部加工

地域アセスメントの視点	地域フォルダの作成
◆地域診断とは？ 1) 地域診断は、<u>診断する主体が専門家</u> 2) 悪いところ、課題を分析・<u>原因究明することが目的</u> ◆地域アセスメントとは？ 1) 地域の現状やニーズの「<u>見立て</u>」をする 2) 見立てるのは、<u>専門家と地域住民の協働作業</u> 3) アセスメントの主体としての「<u>組織化</u>」が重要 4) <u>地域の強みや意向を大切に</u>する	◆地域は変化していくもの 1) 定期的なアセスメントを繰り返していく必要があり、<u>得られたデータは蓄積しておく必要がある</u> 2) フォルダ管理することが有効 3) ワークシートなどは<u>統一した様式にする</u> ※<u>新しい情報を常にためていく</u> ※<u>古い情報も保存し、上書きは行わない</u>

28

地域アセスメントとは？（地域へのアプローチの視点）

コーディネーターは、次の「地域へのアプローチの視点」を持って活動しています。

「地域支援計画づくりのてびき」（社協作成）から抜粋 ※一部加工

「私の問題」を「私たちの問題」へ

困っているのは本当に一人だけ？
→個別支援を地域支援につなげていく

「コレクティブ（集合的）に物事をとらえる」視点

個別ニーズの蓄積が地域の福祉ニーズになる
→個々の問題を、それだけで完結させず、地域の全体像を把握する

「潜在的ニーズをキャッチする」感覚

1つのニーズの背景には、10のニーズがあると思え
10のニーズの背景には、100のニーズがあると疑え
100のニーズがあったときは、解決の施策をつくるべし

29

市の予防事業からのアプローチ ＜認知症・介護予防から「地域予防」へ＞

介護保険制度の改定や地域包括ケアシステム構築を視野に入れ、市が社協に委託している予防事業の見直しに着手しました。

平成25年度まで

- ・「家族・地域介護教室」転倒予防教室」「介護予防出張教室」など、単発的な予防教室を、希望する自治会やサロン活動団体に提供する業務
- ・希望する地域への認知症・介護予防教室の実施
- ・地域からの認知症・介護予防教室に関する相談への対応

平成26年度

- ・認知症予防教室、介護予防教室のパッケージ化
- ・地域における予防活動の総合的なコーディネート業務に切り替え
- ・多様な予防教室を導入できるシステムに変更
- ・社会福祉法人との情報共有による、王レのない地域コーディネート体制づくりに向けた調査

30

地域の取り組み事例 ＜協議体づくり＞

地区社協の機能を活かした組織の改編【神戸地区住民自治協議会】

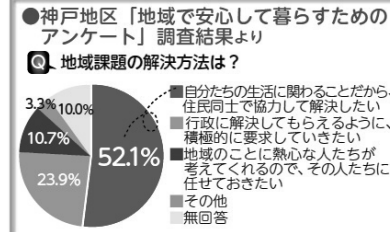
社協広報から抜粋（一部加工）

◆住民ニーズを把握し、話し合える場づくりを

平成23年度に自治協が主催した福祉フォーラムを契機に、住民ニーズ把握の取り組みがはじまりました。

平成24年度には、きめ細かく住民ニーズを把握するため、地区役員等の協力のもと、20歳以上の住民対象にアンケート調査を実施し、アンケート報告会には、自治協や地区社協から約50人が集結し、結果から見えてきた高齢者の日常生活支援等についての意見交換を行いました。

そこで、地区住民が課題を共有し、解決に向けての取り組みを検討する場である「神戸地区支え合いネットワーク協議会」の必要性に気づくことになりました。



◆新たな協議会の立ち上げに向けて

組織のあり方についての検討会議を立ち上げ、すでに組織化されている「神戸地区社会福祉協議会」の組織改編をもとに話し合われました。

また、各区単位での課題共有の場となるサロン参加者の声を集約しニーズ把握に努めるなど、伊賀市地域福祉計画の「支援のしくみ図」を参考に、組織図案をつくりました。

この取り組みへの想い

建物でも、人を思いやる気持ちがあればいいものが出来るというように、関わったみんなで思いをこめて新しい協議会を立ち上げ、課題解決に取り組みたいと意欲を燃やしています。

神戸地区住民自治協議会
福祉部長 森永秀博さん



地域住民の暮らしを地区全体で支えるしくみをと、福祉フォーラムを契機に広がった「地域の輪」。地区内の関係団体等が情報共有し、課題解決できるよう、体制づくりを支援していきたいです。

伊賀市社会福祉協議会
丸山エリア担当 山本昌美



31

地域の取り組み事例 ＜生活支援＞

近隣の支援で地域のコミュニケーションをとりもどす【古山地区住民自治協議会】

社協広報から抜粋（一部加工）

◆変化する地域にあったまちづくりを考える

古山地区は、以前は農業が盛んでしたが、高齢化や地域外への就労が多くなってきました。

そのような中、古山住民自治協議会では、地域で安心して暮らし続けることができるよう「ふるやま支え合いまちづくり」に着手し始めました。

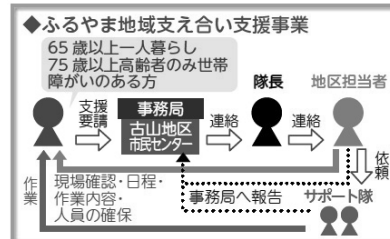
福祉部員による支援対象者への聞き取り等を実施した結果、タンスなど重いものの移動やゴミ出し、食事サービスなど、生活の中の困りごとを助けてほしい人が35%いることがわかりました。

◆軽作業を助ける「ふるやまサポート隊」結成

聞き取り結果をふまえ、高齢者等への支援活動を進めていくことを決意し、「ふるやま地域支え合い支援事業」を立ち上げました。

支援してほしい高齢者等は、市民センターに連絡し、公募により結成したサポート隊26名が支援活動を行っています。

料金は500円～1,000円程度で、サポート隊は無償で活動し、その作業料は、活動の運営費に充当されています。



この取り組みへの想い

サポート隊の活動は、背伸びせず軽作業からスタートし、ゆくゆくは通院介助や食事サービスなど支援の幅を広げる予定です。地域のサポートを通し、ご本人と家族との繋がりがもてればと思います。

古山地区住民自治協議会
福祉部会 西浦秀則さん



古山地区は、基盤に地区社協のきめ細かな取組やサロン連絡会の開催、友愛見守り隊の結成などがあり、現在のサポート隊に繋がっています。前任者より引き継いだばかりですが、できる限り支援していきたいです。

伊賀市社会福祉協議会
古山エリア担当 福永悦子



32

地域の取り組み事例 ＜買物支援＞

交通弱者を支える買物送迎バス【NPO法人ゆいの里】

社協広報から抜粋（一部加工）

現在は、スーパーが無料お買物バスの運営、NPO法人は地域とスーパーのパイプ役となり、地域ぐるみの活動が展開されている。

この取り組みへの想い

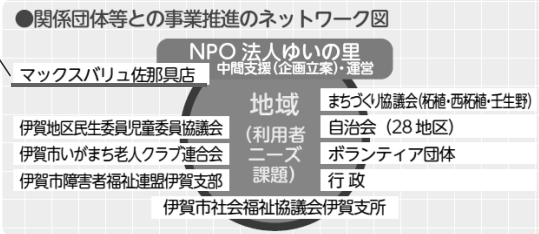
高齢者も、障がいのある人も、誰もが主体的に参加できる社会づくりのモデルとして、取り組み始めました。地域のみなさんとともに、地域福祉型のサービスを創っていきたいです。

NPO法人 ゆいの里
理事長 藤井明和さん

この取り組みのポイント

地域の課題やニーズを、みんなで同じテーブルで協働で取り組み、話し合いながら進められているところがポイント。この事業をきっかけに、各組織のつながりをさらに強化できるよう、支援していきたいです。

伊賀市社会福祉協議会
伊賀地区エリア担当 内田素之



◆買物送迎バスの試行運行・検証

NPO法人ゆいの里は、平成21年に民生委員児童委員の協力を得てアンケートを実施し、病院や買物の移動支援の希望が多いことがわかりました。

そこで、かねてから協議を行ってきた「高齢者・障がい者お買物無料送迎バス」の試行運行をはじめました。

利用対象者は、NPO法人ゆいの里の活動エリア（市町村合併前の1つの自治体／3つの住民自治協議会の範囲）の一人暮らし高齢者や高齢者世帯など。

1週間で1回程度、グループで指定された曜日に無料送迎でスーパーに行き、1時間程度お買物を楽しめる仕組みをつくりました。

利用者の買物や送迎時の乗降支援する「お買物メイト」を地域に呼びかけ、地域・中間支援NPO法人・事業者の連携による無料送迎バス事業をつくりあげました。

33

地域の取り組み事例 ＜人材養成＞

多世代参加で地域の元気を創りだす【NPO法人ささゆり】

社協広報から抜粋（一部加工）

この取り組みへの想い

自治会も NPO も、地域を支えるという目的は同じです。高齢者は決して弱者ではないと思っています。元気な人材をどんどん育て、あらゆる世代で地域を豊かにしていきたいです。

NPO法人ささゆり
代表 今岡 睦之さん

高齢者の外出支援事業をはじめ、憩いの場所づくりや担い手の養成と様々な活動の中、今後は、子どもの親世代を巻き込み、地域全体で活動できる仕組みづくりを提案できたいと思っています。

伊賀市社会福祉協議会
上野北部エリア担当 猪岡恵理美

【音楽担い手養成講座】 (全5回講座)

- ①音楽療法概論
- ②障がい・高齢者理解
- ③介護予防と音楽活動
- ④認知症の方と音楽
- ⑤子どもと音楽



◆高齢者が主役！元気老人塾支援事業

諏訪地域では、平成23年度に「諏訪地域支え合いセンター」を整備し、あわせて諏訪地域の課題解決に取り組む「NPO法人ささゆり」を立ち上げました。

そして、平成24年度には、伊賀音楽療法研究会の協力を得て、支え合いセンターを活用し、高齢者が主役となる人材養成（元気な高齢者が講師になるための人材養成）に取り組みしました。

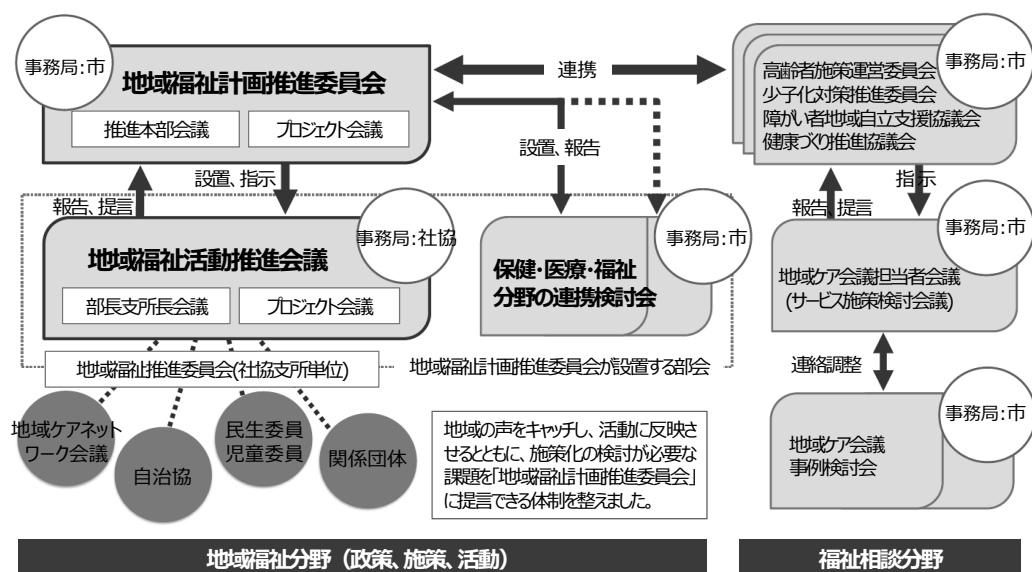
企画段階から専門家や住民、社協エリア担当が共に企画したもので、音楽を通じた介護予防、認知症予防、世代間交流としての音楽活動を学びました。

また、毎週土曜日には支え合いセンターで太鼓教室を開催し、子どもたちも参加しています。

「子どもや高齢者は決して弱者ではなく、元気な人が要支援者を支えるのが当たり前。それが諏訪地域の地域福祉だ！」という想いをもって事業がすすめられています。

34

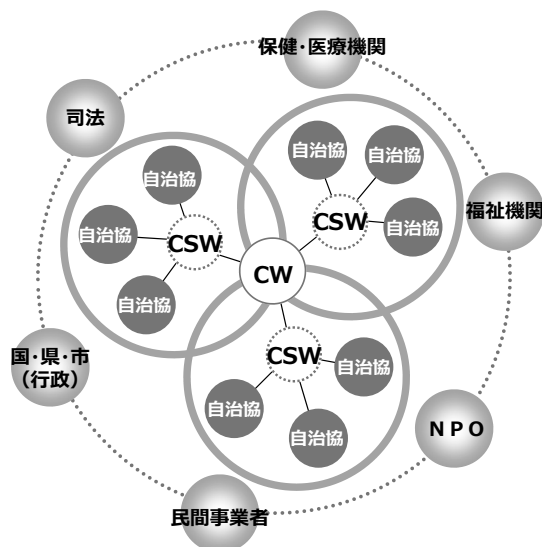
地域福祉推進体制の見直し（平成26年4月～）



35

個別支援、地域支援の連携

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの検討の中でも、“専門職の地域連携の考え方”を示しています。



伊賀市がめざす地域包括ケアシステム（素案）から抜粋・・・

地域支援、個別支援、CSWとCWのつながり、さらには相談支援調整機能の強化により、市域全体、地域包括ケアシステムのエリア、自治協エリアを重層的に支援、コーディネートできる体制づくりをめざします。

【CSW】（コミュニティソーシャルワーク）

→地域で支援を必要とする人の、地域や人間関係等の環境面を重視した援助技術

【CW】（ケースワーク）

→一般的に個人や家族を対象に行う援助技術をさし、社会福祉士や精神保健師、社会福祉主事等が中心に行う。

36

取り組みから気づかされました

“地域包括ケアシステムの構築は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要”とされています。

“協議体づくり”も同様に、市街地と山間部、地域の人口規模や高齢化率、住民自治協議会で検討されている地域課題の優先順位・・・など、小地域単位によって、協議体づくりに関する考え方が異なります。

協議体づくりは、地域支援担当者が地域とともにすすめていくものですが、より良い協議体づくりには、**“地域支援担当者間の情報共有・連携”**、**“地域支援担当者と地域のキーパーソンとの情報共有・連携”**が重要となります。

※当市の地域支援担当者：住民自治協議会支援を行う「地域づくり推進課、各支所振興課」や「コーディネーター」となる「社会福祉協議会エリア担当者」

➡ **“人のつながり”** の大切さに改めて気づかされました。

37

最後に・・・

生活支援サービスを考える上において、**コーディネーターや、協議体となる地域の組織は、どの市町村にも存在する**と考えます。（潜在的な部分も含めて）

今、必要な事は、自治体が、地域ぐるみでの取り組み、すなわち**“地域予防”**という考え方を整理し、見える化し、**施策として打ち出していく**ことだと考えます。

地域包括ケアシステムの構築の必要性が示されている中で、自治体の考えが見えなければ、市民は不安な中で2025年を迎えることになるかもしれません。
不安を安心に変えていけるのは、**自治体の見える動き**だと考えます。

自治体は、勇気をもってアクションを起こすことが大切であり、この“自治体の覚悟”は、市民に必ず伝わると考えています。

38